

公益財団法人全日本柔道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.judo.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 『公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画（1. 中長期基本計画）』という中長期基本計画を策定している。この計画は2028年ロサンゼルスオリンピックまでの8か年計画としており、2028年ロサンゼルスオリンピック終了後に総括して見直しをする予定である。 (2) 『公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画』を本連盟HPにて公表している。 公開URL：https://www.judo.or.jp/aboutus/plan/ (3) 計画策定に当たり、会議での議論やアンケートにより、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	・公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画 ・2020年度第4回理事会議事録 ・加盟団体へのアンケート通知文
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 『公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画（2. 人材の採用及び育成に関する計画）』という中長期基本計画を策定している。この計画は2028年ロサンゼルスオリンピックまでの8か年計画としており、2028年ロサンゼルスオリンピック終了後に総括して見直しをする予定である。 (2) 『公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画』を本連盟HPにて公表している。 公開URL：https://www.judo.or.jp/aboutus/plan/ (3) 計画策定に当たり、会議での議論やアンケートにより、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	・公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画 ・2020年度第4回理事会議事録 ・加盟団体へのアンケート通知文
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 『公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画（3. 財務の健全性に関する計画）』という中長期基本計画を策定している。この計画は2028年ロサンゼルスオリンピックまでの8か年計画としており、2028年ロサンゼルスオリンピック終了後に総括して見直しをする予定である。 (2) 『公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画』を本連盟HPにて公表している。 公開URL：https://www.judo.or.jp/aboutus/plan/ (3) 計画策定に当たり、会議での議論やアンケートにより、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	・公益財団法人全日本柔道連盟 中長期基本計画 ・2020年度第4回理事会議事録 ・加盟団体へのアンケート通知文
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の目標割合は、定款細則にて25%以上に設定しており、2025年6月の役員改選で8名（24.2%）となった。当初は目標割合の25%を超えていたが、2023年9月のスポーツ団体ガバナンスコード改定で外部理事の考え方の特例が廃止されことにより5名が外部理事でなくなった。次回2027年6月の役員改選で外部理事を増員して目標割合を達成する予定である。 (2) 女性理事の目標割合は、定款細則にて40%以上に設定しており、2025年6月の役員改選で11名（33.3%）となった。目標達成のため『柔道における女性活躍推進プラン』を策定し、所謂、内部の女性理事の研修機会等を確保しつつ、役員改選の度に女性役員の割合を向上させ、2030年度までに達成する目標を立てている。	・定款細則（2024.12.4改正） ・柔道における女性活躍推進プラン ・役員名簿（2025年7月現在）
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部評議員の目標割合は、定款細則にて25%以上に設定しており、2025年6月の評議員改選で外部評議員10名（32.2%）となり目標を達成している。 (2) 女性評議員の目標割合は、定款細則にて40%以上に設定しており、2025年6月の評議員改選で女性評議員10名（32.2%）となった。目標達成のため『柔道における女性活躍推進プラン』を策定し、評議員改選の度に女性役員の割合を向上させ、2030年度までに達成する目標を立てている。	・定款細則（2024.12.4改正） ・柔道における女性活躍推進プラン ・評議員名簿（2025年7月現在）
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 専門委員会規程にて、アスリート委員会の設置について定めており、年3回程度の委員会を開催している。 (2) 男女のバランスに留意して現・元強化選手を委員としており、自薦及び他薦による委員候補者の中から選考委員会において人選を行っている。 (3) アスリート委員会規程にて、アスリート委員と執行部が年1回以上、意見交換の場を設けることを規定しており、会議体には専務理事（業務執行理事）、事務局長が出席している。	・アスリート委員会規程 ・アスリート委員会名簿（2025年7月現在） ・過去4年分のアスリート委員会の議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 定款に基づき理事33名、監事3名で理事会を構成している。十分な議論が行われていることから適正な規模であると考ええる。	・定款 ・役員名簿（2025年7月現在）
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 定款細則にて、理事の就任時の年齢は70歳未満に制限している。	・定款細則（2024.12.4改正）
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、定款細則にて、評議員会に推薦する理事候補者は理事在任期間が4期を超えない者と定めている。 (2) 理事を5期務めて退任した者を再び選任する場合は、役員の任期2期分を空けることを定款細則に規定した。	・定款細則（2024.12.4改正） ・役員名簿（2024年6月末現在）
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 在任期間が10年を超える理事は存在していない。	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補者選考委員会を設置し、役員候補者選考委員会で理事候補者の適正性を審議した上で、理事会が候補者として最終承認し、評議員会に推薦するというプロセスで、役員候補者等の審議を理事会等の他の機関から独立して行っている。 (2)、(3) 役員候補者選考委員会の構成は、経営管理委員会規程において監事1名、評議員1名以上、有識者2名以上で計5名以内（うち女性2名以上）と定めている。	・経営管理委員会規程（2024.9.24改正） ・役員候補者選考委員会名簿 ・2023、2025年度役員候補者選考委員会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 倫理・懲戒規程、就業規則を整備し、NF及び役職員、登録会員が適用対象となる法令を遵守する旨を規定している。	・倫理・懲戒規程 ・就業規則
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 定款、登録規程、評議員会規則、理事会規則、監事監査規程、専門委員会規程、経営管理委員会規程、稟議規程、会計処理規程、事務局規程、倫理・懲戒規程を整備している。	・定款 ・登録規程 ・評議員会規則 ・理事会規則 ・監事監査規程 ・専門委員会規程 ・経営管理委員会規程（2024.9.24改正） ・稟議規程 ・会計処理規程 ・事務局規程 ・倫理・懲戒規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 事務局規程、文書管理規程、情報公開規程、個人情報保護規程、通報制度及び通報者保護に関する規程、稟議規程、リスク管理規程、反社会的勢力対応規程、倫理・懲戒規程、柔道事故防止に向けた安全管理規程を整備している。	・事務局規程 ・文書管理規程 ・情報公開規程 ・個人情報保護規程 ・通報制度及び通報者保護に関する規程 ・稟議規程 ・リスク管理規程 ・反社会的勢力対応規程 ・倫理・懲戒規程 ・柔道事故防止に向けた安全管理規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 給与規則をはじめ、各種規程類を整備している。	・役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程 ・役員等の旅費および業務手当等支給規程 ・給与規則 ・事務局旅費規則 ・退職金規則
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 定款に定めるほか、会計処理規程、財産管理運用規程、特定資産取扱規程、国際大会事業基金規程、賛助会員規程、賛助会員運用規則を整備している。	・定款 ・会計処理規程 ・財産管理運用規程 ・特定資産取扱規程 ・国際大会事業基金規程 ・賛助会員規程 ・賛助会員運用規則
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 財政に関連する規程類として、登録規程、賛助会員規程、賛助会員運用規則、公認用具（柔道畳）に関する規程を整備している。	・登録規程 ・賛助会員規程 ・賛助会員運用規則 ・公認用具（柔道畳）に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 強化システムに関する規程にて、選手選考について、選考基準及び選考過程をできる限り明確かつ具体的に定めている。 (2) 競技者規程にて、選手個人が自身の肖像権を利用する場合の規定を定めている。なお、主催大会等における肖像権の取り扱いについては、大会要項で定め、選手の承諾を得るようにしている。 強化システムに関する規程にて、選手及び所属代表者は、強化委員会に対し選考決定に関する説明を求めることができ、強化委員会は選考理由を開示しなければならないと定めている。また、選手選考における不服申立を本連盟不服申立委員会または日本スポーツ仲裁機構にすることができると定めている。 (3) 強化システムに関する規程を強化委員会で審議し、理事会で決議するという過程で策定している。また、強化委員会委員の選任に関する規程を定め、委員選任の透明性を確保している。	・強化システムに関する規程 ・強化委員会委員の選任に関する規程 ・競技者規程 ・令和7年全日本選手権大会要項
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員に関しては、公認審判員制度を設けて運用しており、大会のレベルに応じて必要となる審判員資格を定めている。本連盟が主催または主管する全国大会および国際大会へ派遣する 審判長、 審判委員および審判員については、審判選考に関する規則を定めて高度な審判技術を有した審判員を公平かつ合理的に選考することとしている。	・審判選考に関する規則 ・公認審判員規程 ・公認審判員制度運用規則
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 法律相談の全般として、法律事務所との顧問契約を締結し、法律的な問題に関して日常的に相談できる体制を整えている。 (2) 役員には法曹関係者及び法律を専門に学んだ者が6名、職員には法律を専門に学んだ者が1名いる。業務遂行上、必要な法的知識を学ぶために、日本オリンピック委員会が実施する法務サポート研修を管理職職員に案内し、管理職職員は可能な限り受講するようにしている。	・弁護士との法律顧問契約書 ・公認会計士との監査契約書 ・役員名簿（2025年7月現在）
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置しており、年に2回程度開催している。 (2) 専門委員会規程にてコンプライアンス委員会について定めており、コンプライアンスに関する研修その他コンプライアンスの維持・向上に関することやコンプライアンス違反の疑いのある事案の調査といった内容について、組織的、継続的に実践している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、女性委員を1名配置している。	・専門委員会規程 ・コンプライアンス委員会名簿 ・コンプライアンス委員会議事録（過去4年分）
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に3名の弁護士を配置している。また、公認会計士と契約して外部監査を実施しており、必要があれば何時でも相談できる体制を整備している。	・コンプライアンス委員会名簿
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 職員向けには、連盟として研修を実施する他、日本スポーツ振興センターや日本オリンピック委員会等が実施するオンライン研修等を積極的に活用し、年1回以上のコンプライアンス教育を実施している。 また、役員向けのコンプライアンス研修を年度内に実施する方向で検討している。 ・2022年8月 厚労省が提供するハラスメントオンライン研修動画を視聴し確認テストを実施（職員） ・2022年8月 JSCが提供する役員向けコンプラアイアン研修動画等で研修（役員） ・2023年3月3日 JSCによるコンプライアンス研修を受講（職員） ・2023年12月1日 東京都産業労働局のハラスメント防止動画で研修（職員） ・2024年3月21日 JSCによるコンプライアンス研修を受講（職員） ・2025年2月3日 弁護士によるコンプライアンス研修の実施（職員） ・2025年9月22日 理事会に合わせて、コンプライアンス委員長によるコンプライアンス研修を実施（役員） ・2025年10月1日 東京都産業労働局のハラスメント防止動画で研修（職員） その他、JOCによる法務サポート研修を管理職職員が中心に受講している。	・厚労省ハラスメントオンライン研修画面と受講確認 ・令和3年度中央競技団体役員向けコンプライアンス研修資料 ・スポーツ団体における利益相反管理研修資料 ・役員コンプラ研修視聴確認 ・2023.3.3（JSC）コンプライアンス研修資料 ・2024.3.21（JSC）コンプライアンス研修資料 ・2025.2.3コンプライアンス研修資料 ・東京都産業労働局動画資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 強化選手及び強化スタッフに対しては、強化合宿時等に各種コンプライアンス教育を年に1回以上実施している。 公認柔道指導者は、指導者資格を毎年更新するものとし、資格の更新要件としてコンプライアンス教育を含むオンデマンド講習を毎年受講することを義務としている。	・2023年度女子強化選手講習会資料 ・2023年度男子強化選手講習会資料 ・公認柔道指導者資格制度規程 ・公認柔道指導者資格制度運用規則 ・指導者・審判員コンプライアンス研修（オンデマンド講習） ・2025.1.25強化コーチ研修会資料
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 公認審判員は、審判員資格を毎年更新するものとし、資格の更新要件としてコンプライアンス教育を含むオンデマンド講習を毎年受講することを義務としている。	・公認審判員規程 ・公認審判員制度運用規則 ・指導者・審判員コンプライアンス研修（オンデマンド講習）
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 弁護士、税理士との顧問契約等を締結し、法務、税務等の専門的な問題に関して日常的に相談できる体制を整えている。 (2) 監査法人の公認会計士との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	・弁護士との法律顧問契約書 ・税理士との顧問契約書 ・公認会計士との監査契約
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 会計処理規程を整備し、公認会計士及び税理士による期中監査を実施することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 一般法人法及び公益認定法を考慮し、適性のある監事を設置している。 (3) 独立監査人による会計監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	・定款 ・会計処理規程 ・監事名簿 ・2024年度監査報告書
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国庫補助金、J S Cスポーツ振興事業助成金の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。 助成金の報告書を提出するにあたっては、補助金等の適正な使用に関する規程により、担当部署外の審査役がチェックしてから提出するプロセスを踏んでいる。	・補助金等の適正な使用に関する規程 ・令和7年度JOC選手強化NF事業補助金交付決定通知書 ・令和7年度JSCスポーツ振興事業(くじ助成、基金助成、組織基盤強化支援事業助成)助成金交付決定通知書
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 財務情報等について、法令に基づいてホームページ上で開示している。 公開URL：https://www.judo.or.jp/aboutus/aboutus-reports/	・2024年度事業報告書 ・2024年度決算報告書 ・2025年度事業計画書 ・2025年度収支予算書
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 日本代表選手選考基準や強化選手選考基準等について強化システムに関する規程にて定めており、ホームページ上で開示している。 公開URL：https://www.judo.or.jp/aboutus/aboutus-regulations/	・強化システムに関する規程
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況をホームページで開示している。 公開URL：https://www.judo.or.jp/aboutus/gcode/	・2024年度ガバナンスコード遵守状況自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 倫理・懲戒規程、利益相反規程、稟議規程に基づく利益相反となり得る可能性のある取引について、コンプライアンス委員会が検証を行い、利益相反を適切に管理している。 (2) 利益相反ポリシーに基づいた利益相反規程を制定し、利益相反を適切に管理している。	・ 稟議規程 ・ 倫理・懲戒規程 ・ 利益相反規程 ・ 利益相反ポリシー
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	・ 利益相反ポリシー
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報窓口について、ホームページや大会プログラム等を通じて恒常的に周知している。 (2) 倫理・懲戒規程にて、本連盟役員等および加盟団体の会長等が職務上知り得た情報のうち、本連盟が公表を認めていない情報を漏洩することは違反行為とする守秘義務を課している。また、通報窓口を担当する職員に関しては、就業規則で定める服務規程において「職務上の機密事項および本連盟の不利益となる事項を他に漏らしてはならない」と定め、守秘義務を課している。 (3) 通報制度及び通報者保護に関する規程にて、通報事案に関与した全ての者に対して、通報者や事案の内容に関する情報の取扱いについて規定を設け、情報管理を徹底している。 (4) 通報制度及び通報者保護に関する規程にて、通報者、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 通報制度及び通報者保護に関する規程にて、通報等が正当な行為であることを明記し、コンプライアンス講習を通じて職員に対して通報等が正当な行為であるという意識付けを徹底している。 ●通報窓口URL：https://www.judo.or.jp/aboutus/compliance/whistleblower/	・ ホームページの通報窓口 ・ 大会パンフレットに掲載した通報窓口の案内 ・ 倫理・懲戒規程 ・ 通報制度及び通報者保護に関する規程 ・ 就業規則
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報制度は、通報窓口、調査チーム、懲戒委員会という体制で運用しており、それぞれ独立した組織構成になっている。 なお、調査チーム、懲戒委員会のメンバーは、事案の内容によって、弁護士、公認会計士等の外部有識者を選任する仕組みとしている。	・ 倫理・懲戒規程 ・ コンプライアンス委員名簿
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 倫理・懲戒規程にて懲罰制度における禁止行為、事案の内容や処分手続きについて定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分の内容及び処分手続きについて定めている倫理・懲戒規程をホームページで公開している。 (3) 倫理・懲戒規程にて、処分対象者に対して、聴聞の機会を設けることを定めている。 (4) 処分結果通知に係る事務処理規程にて、処分結果は、処分対象者に対して、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを定めている。	・ 倫理・懲戒規程 ・ 処分結果通知に係る事務処理規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 処分審査を行う懲戒委員会は、弁護士等の有識者を含む外部理事等、執行部から独立した中立な立場の者で構成し、中立性及び専門性の確保に留意している。	・ 倫理・懲戒規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 定款細則にて、本連盟のあらゆる決定に対して不服がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を申し立てることが出来ると定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、処分等の決定だけでなく、代表選手選考等も対象に含んでいる。 (3) 本連盟不服申立委員会への不服申立期間については不服申立委員会内規において、処分等の徹底の翌日から3か月以内に文書で行うと定めているが、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁に関しては不服申立期間を定めず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定めに従うものとしている。	・ 定款細則（2024.12.4改正） ・ 倫理・懲戒規程 ・ 強化システムに関する規程 ・ 不服申立委員会内規
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 処分等対象者に対し、処分等通知書と合わせて不服申立てに関する文書を送付することで、不服申立が可能な旨を通知している。	・ 処分結果通知に係る事務処理規程 ・ 不服申立についての送付文書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（1）危機管理委員会という危機管理体制を構築している。 （2）危機管理マニュアルを策定している。 （3）危機管理マニュアルに、登録会員や役職員の法令または規程違反行為といった不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 （4）危機管理マニュアルにおいて、会長が特に重要度が高いと判断した不祥事案件は経営管理委員会規程に基づき危機管理委員会が調査体制を設置し、その調査体制が、不祥事の経緯を明らかにする事実調査、根本に迫った原因究明、厳格な責任者の処分および実効的な再発防止策の提言を行うといった一連の流れを定めている。なお、経営管理委員会規程で定める危機管理委員会の所管事項として、外部調査委員会を設置する場合は、独立性、中立性、専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成するものと定めている。	・危機管理マニュアル ・経営管理委員会規程 ・リスク管理規程
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に不祥事は発生していない。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	（1）過去4年間に外部調査委員会を設置していないが、経営管理委員会規程で定める危機管理委員会の所管事項として、外部調査委員会を設置する場合は、独立性、中立性、専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成するものと定めている。	・経営管理委員会規程（2024.9.24改正）
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）加盟団体規程にて、加盟団体が遵守すべき事項、本連盟からの支援や助言などを定め、加盟団体との間の権限関係を明確にしている。 （2）加盟団体規程にて、地方組織等の組織運営及び業務執行に関する助言や支援、情報提供や研修会の開催支援などを通じて、適切な指導を行うことを定めている。 （3）加盟団体規程で定める加盟団体会長会議を年1回開催し、情報提供等の支援を行っている。	・加盟団体規程 ・全日本柔道連盟組織図 ・2024年度加盟団体会長会議 議事録
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）加盟団体会長会議の他、下記の研修会等を通じて支援を行っている。 ・全国安全指導員連絡会 ・中学校柔道振興協議会 ・女子柔道意見交換会 各都道府県連盟連盟に対して、組織運営の多様性を確保することを目的に女性理事登用の働きかけを行い、2025年度に全都道府県で女性理事が登用された。今後は外部理事の登用も働きかけていく予定である。	・加盟団体規程 ・2024年度加盟団体会長会議 議事録 ・2024年度全国安全指導員連絡会開催要項 ・中学校柔道振興協議会 会議資料 ・2024年度女子柔道意見交換会 要項 ・各都道府県の女性理事数一覧